有害物質使用後の実験器具等の洗浄ルール

△ 一人の不注意で学内全体に迷惑が掛かります

実験終了後に残った化学薬品は、「薬品および実験廃棄物に関する取扱要領」に従って分別することになります。この後、**有害物質が少量でも** 付着している状態で実験器具を流し台で洗浄してしまうと、水質基準に適合しない排水が流出する可能性があります。<u>基準値を超える有害物質</u> を流し台から流すと、その研究室だけでなく、学内全体が実験停止になる恐れがあります。下記の洗浄ルールを遵守するようお願いします。

洗浄ルール

- ① 容器(ビーカー等)に付着した有害物質を含む液体(原液)を各研究室・実験場所定の廃液タンクに投棄する。
- ② この容器を水または有機溶媒(アセトン等)を入れた洗浄ビンで、<u>内壁に沿って4回以上回しかけ、むらなく丁寧に洗浄する。</u>この洗浄液を上記廃液タンクに廃棄する。(1次洗浄)*
- ③ ②の操作を全4回行う。(2次~4次洗浄)



※1回の洗浄に使用する溶媒量の目安は、器具容量の1/50程度です。ただし、有害物質の濃度や汚れの状況などにより洗浄量や回数は適宜判断して下さい。

万が一、有害物質が排水経路に流出した場合、直ちに下記の通り通報すること。

【事故時通報先】

テクノサポートオフィス: 内線 3781~3785

環境管理室: 内線 5741、6595

*通報後、事故報告書をご提出ください。

【通報の内容】

(1) 通報者の所属・氏名 「○○学科○○研究室の○○です。有害物質が流出しました。」

(2) 流出した有害物質の種類・量 「物質は〇〇で、〇〇mlです。」

(3) 流出発生時刻及び場所 「時刻は○○時頃で、場所は第○実験棟○階の○○研究室内の流し台です。」

(4) 現在の状況・流出に対する措置状況 「すぐにキムタオルに吸収させ、流出は止まりました。」

- ★全てが把握出来ていない時点でも通報して下さい。通報された事故は吹田市環境保全課へ連絡します。
- ●水質汚濁防止法に定める**有害物質**とは、下表に示す化学物質であり、これらが付着した実験器具等は、「洗浄ルール」に従って処置しなければなりません。下表より所有する有害物質にチェック(○印)を付けてください。
 - 注)下表赤色セルの物質を使用する場合は行政に新たな届出が必要です。使用開始時に理工系オフィスに申し出てください。

有害物質一覧(全28 項目)

<u> </u>	165 5 5 E E E E
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物 [※]
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン

11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン

-	21	チオベンカルブ
	22	ベンゼン
	23	セレン及びその化合物
	24	ほう素及びその化合物
	25	ふっ素及びその化合物
	26	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
		亜硝酸化合物及び硝酸化合物
	27	塩化ビニルモノマー
	28	1,4-ジオキサン

※パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る